

さいたま市自治基本条例検討委員会
第14回会議 市民部会検討の記録

日時	平成22年12月13日(月) 18:30~21:30	
場所	浦和区役所 コミュニティ活動コーナー	
参加者 ※敬称略	[委員等] 計8名 中津原 努／内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／小林 直太／富沢 賢治／古屋 さおり ／細川 晴衣 (欠席者:伊藤 巖/吉川 はる奈) [事務局:さいたま市] 計3名 企画調整課総合振興計画係 係長 柿沼 浩二／主査 大砂 武博／主任 高橋 格 [地域総合計画研究所] 計1名 松岡 宏 [傍聴者] 0名	
議題及び 公開又は 非公開の 別	(1)自治基本条例について(各テーマの検討)	[公開]
配付資料	次第	
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035	

1. 自治基本条例について(各テーマの検討)

(1) さいたま市のめざすまちの姿(共通テーマ)

【条例案骨子】

- 市民が誇りをもち、子どもから高齢者まで全ての市民が互いに尊重しあい、生きがいを持ち、心豊かに、共に生きるさいたま市をめざします。
 そのために、市民が地域の課題を自ら考え、主体的に自治に参画し自発的な活動(ボランティア活動等)をとおして課題解決にあたるまちをつくります。

【考え方・解説】

- ・市民自治の意識の高まりや、少子高齢化時代を迎え、従来の自治のあり方だけでは課題解決は困難な時代である。市民の多様な価値観や生活様式を互いに尊重し、協力し合い、協働の精神を理解し、生きがいを持って、心豊かに暮らしていけるまちであるべきと考える。
- ・郷土への愛着や誇りを持てるまちをめざす。
- ・市民活動推進委員会の提言書や「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」の制定により市民活動の意識は広まりつつも、協働の意識は多くの市民に認識されているとは言えない。
- ・「さいたま市のめざすまちの姿」については、前文にも条文にもものせる方向で検討していき、どちらかにするかは最終的に判断をおこなう。
 ＊検討委員の意見(これらは前文にのせる内容ではないか 前文の検討はどのように?)
 美しい自然の残るまち、美しいベッドタウン、安全・安心に暮らせるまち、持続可能な循環型社会、伝統的な文化や芸術の伝承、子どもがいきいきと遊べるまち、男女共同参画を推進するまち、市民活動の活発なまち、市財政の安定の市、少子高齢化に対応する市

【小野田・栗原委員からの発表】

- ・ 条例案骨子では、前回指摘のあった「めざすまち」と「協働の視点から」という2つの項目を統合した。

【意見】

①【条例骨子案】について

- ・ 「条例案骨子」の前段が最終的なゴールで、後段はそのゴールを目指すための手段という

関係になるのではないか。この書き方だと最終的なゴールがどちらなのか分かりにくいので、前段だけで良いのではないか。

- ・ 「めざすまち」を狭く捉えると前段だけかもしれないが、「市民が自発的に活動できるまちにしたい」という思いも理解できる。
- ・ 後段では、ボランティアの人たちが行政の支援も受けずに課題解決に当たれば良いという趣旨にも読めてしまうのではないか。
- ・ 「自発的な活動（ボランティア活動等）をとおして」という表現を削除し、「主体的に自治に参画し、課題解決にあたるまちをつくります」としてはどうか。主体的に自治に参画する方法はいくつもある中で、その一つであるボランティア活動等の自発的な活動に限定することはないのではないか。
- ・ 後段を「考え方・解説」に移してはどうか。
- ・ 後段は元に戻し、「○」として独立させてはどうか。
- ・ 「考え方・解説」に移すと埋没してしまう。部会でこれまで議論した経緯もあるので、「○」として残した上で、「論点」としてはどうか。
- ・ 以前、平和や環境を守るという内容をこのテーマで扱ってはどうかという議論があったと思うが、どうか。
- ・ それは、総合振興計画の基本構想で扱うべきテーマではないか。

まとめかた

- ・ 条例案骨子の後段は、別途「○」として残し、今後の論点とする。また、「自発的な活動（ボランティア活動等）をとおして」という表現は削除する。

(2)自治の担い手(共通テーマ)

【条例案骨子】

(まちづくりの担い手)

市民等、議会、及び行政は、まちづくりを担う主体として、相互の信頼と協働に基づきまちづくりを進めるものとする。

(市民)

市民とは、さいたま市に居住するものをいう。

(市民等)

市民等とは、さいたま市内に住み、働き、学ぶ人、及びさいたま市内で活動する人または団体をいう。

【考え方・解説】

- ・ 具体的に該当項目を列挙するのではなく、できるだけ簡潔な言葉にまとめる。
- ・ まちづくりは、さいたま市内に住む人々はもちろんのこと、様々な形で（または様々な立場から）さいたま市に関わる人々と互いに協力し合うことが必要不可欠と考える。
- ・ 市民の範囲はできるだけ広く定義したい。
- ・ 一過性の人を除き、さいたま市に活動の足場を持っている人に限る（自治基本条例が何を定めることを目的としているか？）
- ・ 最終目的は「幸せを実感できるさいたま市をつくること」（富沢・吉川Gの「自治基本条例の目的」）、「市民が誇りをもち、子供から年寄りまで、安心して生きがいをもって心豊かに暮らしていけるさいたま市」（小野田・栗原Gの「さいたま市のめざすまち」）等、より豊かで暮らしやすいまちをつくること。市民自治の確立はそのための手段ではないか。

【小林・細川委員からの発表】

- ・ これまでの議論を踏まえ、「市民」をひとまず狭義で定義した上で、より広い概念として

- 「市民等」の定義を行った。
- ・ これまでの検討では「まちづくり」と「市民自治」という用語が混在していたので、両者の関係を、最終目的は「まちづくり」で、そのための手段が「市民自治」という考え方で整理し、それに基づいて条例案骨子を見直した。
 - ・ このテーマについては、「自治の担い手」にすべきか、「まちづくりの担い手」にすべきかで悩んだが、「まちづくり」と「市民自治」の関係を整理した考え方に基づいて、「まちづくりの担い手」とした。
 - ・ 「市民等」をできるだけ幅広く考えたほうが良いと考えてきたが、これまでの議論を踏まえ、市内に滞在する人などの一過性の人は除き、最低限、市内に足場を持っている人に限定することにした。
 - ・ 「市民」と「住民」は異なるものなのか、異なるものだとすれば、ただ住んでいる人だけではなく、市民意識を持った人を「市民」として区別すべきなのか、という点を悩んだ。
 - ・ 「まちづくり」と「市民自治」をそれぞれ定義する場合、この条例は「市民自治」に視点を置くべきなのか、「まちづくり」に視点を置くべきなのか。条例の名称にも関わってくると思うので、議論が必要ではないか。「自治の担い手」と「まちづくりの担い手」は同一なのかという点も悩んだ点である。

【意見】

①【条例案骨子】

- ・ 「自治に視点を置くのか、まちづくりに視点を置くのか」という点は重要な論点だと思う。これからつくろうとしている条例は、自治をすすめるための「自治基本条例」なのか、良いまちをつくるための「まちづくり条例」なのか。基本的な視点を明確にしておく必要があるのではないかな。それによって、名称や書き振りが変わってくるのではないかな。
- ・ 「まちづくり」という用語には広義と狭義があるが、狭義の「まちづくり条例」は他の自治体にもある。私たちが議論してつくろうとしている条例は、自治体としてのさいたま市の運営のための条例だと思う。
- ・ 「住民」と「市民」の違いは議論のあるところだと思うが、いずれにしても条例で定義すれば良いのではないかな。
- ・ とりあえず「さいたま市に住所を有する人」で良いのではないかな。
- ・ 「まちづくり」と「市民自治」の関係をどう考えるか。
- ・ 「自治」については、これまで議会と行政がやるものと考えられてきたが、そもそも議員や市長は市民が信託しているのだから、市民が自治を担い、頑張らなければならないという流れになってきている。市民の参加や協働が重要というのも、良い「まちづくり」のために「自治」が重要ということではないかな。
- ・ 「まちづくり」には、国家や行政主導でまちをつくる場合もあれば、市民が主役で進める場合もある。今回の条例でめざしているのは、「市民自治によるまちづくり」ということではないかな。
- ・ 「自治」は、「まちづくり」のプロセスという関係になるのではないかな。

(3)条例の位置付け(共通テーマ)

【条例案骨子】

- この条例は、本市の市民自治の礎となる条例で、市民自治の課題解決にあたり、正しい方位を示す羅針盤の役割とします。
- 2 市は、他の条例、規則等の制定や改廃及び運用にあたっては、この条例の考え方を最大限に尊重して定めていくものとします。

【考え方・解説】

- ・自治基本条例は他の条例の後に制定していこうとするもので、不具合が生じるのは承知していることを前提としての位置付けの明記となる。
- ・自治基本条例によって、生命を吹き込み・春の息吹のようによみがえることを期待したい。
- ・自治基本条例を見れば、全体像がつかめるというものであれば理想的である。例として、情報・共有でみると情報公開条例にいくように自治基本条例が入り口になっていくものに。
- ・羅針盤の語句の解説が必要である。例えば、具体的な方向・方位（市民自治の）を指し示すという意味合い。逐条解説で丁寧に説明する必要あり。
- ・この条例にて、めざすまちづくりや自治のあり方を明らかにして、課題解決の羅針盤としたい。
- ・自治基本条例は、市の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、内容は、市の自治の基本を定めるものですから、自治の運営に関する他の条例等は、市における自治の羅針盤としての基本条例の内容と整合を図るべきであることを定めています。
- ・自治の規範性から、市民と議員や市長をはじめとする市の公務員は、自治運営を担い、または携わる者として、市における自治の最高規範としての基本条例の定めるところに従って、それぞれの役割を担い、責務を果たす意思を共に明らかにするものです。

【小野田・栗原委員からの発表】

- ・ 以前2つに分かれていた内容を一本化したほか、「羅針盤」の解説を入れ、「最高規範」という文言を使わないこととした。

【意見】

①【条例案骨子】

- ・ 「この条例は、…正しい方位を示す羅針盤の役割とします」という表現は、具体的にどのようなことなのか、分かりづらい。
- ・ 条例案骨子では、「羅針盤」という言葉を使わないほうが良いか。
- ・ 「羅針盤」という表現は、8月にまとめた「さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）」でも使ったもので、当時は分かりやすいということだった。
- ・ 「羅針盤」という表現を使った場合と使わない場合で、2例つくれないか。理念的な条例なので、イメージャブルな表現があっても良いが、誤解を招く表現ではいけない。
- ・ 「2」については、条例等の制定・改廃だけでなく、日常の業務の運用もあるが、それもすべて読み取れるのか。
- ・ 主語は「市」になっているが、議会や行政だけがこの条例の考え方を尊重すれば良いのではなく、市民にも尊重義務があるべきではないか。「2」の前に、「市民及び市は、この条例の考え方を尊重する」といった総論的な内容があっても良いのではないか。その上で、市が条例等の制定改廃を行う際の尊重義務を各論的に盛り込んでどうか。そうすれば、行政職員が日常的な業務を行う上でも尊重義務が生じることが明確になるのではないか。
- ・ 「最大限に尊重」ということで良いか。「基づいて」という表現ではどうか。
- ・ 「基づいて」というと、他の条例との上下関係を連想させるのではないか。
- ・ 他の条例の上位にある条例ということではなく、自治基本条例が一番下にあって、他の条例を支えるものというイメージでいるがどうか。

- ・ 「最大限に尊重」とは、最高規範ということになるのか。
- ・ 「必ず尊重しなさい」というよりは弱いのではないか。これまでの議論を踏まえると、「礎」のような表現が相応しいと思う。
- ・ 他の条例等の制定改廃等にあたっては、自治基本条例との「整合を図る」という表現でどうか。先ほどの総論的に加える内容については「尊重」で、各論的に他の条例等の制定改廃等を行う際には「整合を図る」として、使い分けてはどうか。
- ・ 市民自治の「礎となる条例」という表現は、北九州市の自治基本条例でも使っているがどうか。
- ・ 「市民自治の課題解決」ではなく、「市民自治によるまちづくりにあたり」としてはどうか。

(4)市民の権利(市民部会個別テーマ)

【条例案骨子】

- 1 市民等は、安全で安心な環境の中で暮らし、または活動する権利を有する。
- 2 市民等は、まちづくりを担う主体として尊重されるとともに次に掲げる権利を有する。
 - (1) 市民等は、市政に関する情報を市と共有することができる。
 - (2) 市民等は、政策の形成、実施及び評価の過程に関わることができる。
 - (3) 市民等は、まちづくりの結果を享受する権利を有する。

【考え方・解説】

- ・ 「すべての市民が安全で安心な環境の中で暮らし、活動できること」が市民自治の大前提
- ・ 2 (1) (2) (3) の権利の保障の前提として、包括的な権利を最初に定める。
- ・ 情報共有、参加、協働という点から目次的に列挙。

【小林・細川委員からの発表】

- ・ これまでの議論を踏まえた修正を行った。

【意見】

①【条例案骨子】

- ・ (1) ~ (3) の主語(「市民等は、」)は柱書きと重複するので、削除しても良いのではないか。
- ・ (1) では「市政に関する情報」と限定しているが、市と共有するだけでなく、市民等の中でも互いに共有する必要があるのではないか。
- ・ 企業に対する情報公開の請求権を規定することは難しいのではないか。
- ・ 事業者の責務として規定することはあっても、事業者や大学の情報には、研究情報等もあり、市民等に請求権を認めることは、一概には難しいのではないか。
- ・ 情報公開に関する具体的な規定とは異なり、市民等の中で共有する権利を包括的な権利として認めることはできないだろうか。
- ・ たとえ権利を掲げることはできても、権利を行使することができないという事態が生じるのではないか。
- ・ 市民等の中で情報を共有する権利については、今後の論点としてはどうか。
- ・ 「まちづくりを担う」を「自治を担う」にするのはどうか。
- ・ 「市民自治を担う」にしてはどうか。
- ・ (3) の「まちづくりの結果」を「まちづくりの成果」に直してはどうか。
- ・ 「まちづくりの成果」については、【考え方・解説】で具体的に説明できないか。

- ・ 市民等が持っている権利は、(1)～(3)で尽きるのか。
- ・ 「差別なく平等な個人として尊重される」という権利はどうか。
- ・ 憲法に掲げられている権利であり、自治基本条例で言及する必要はないのではないか。

②【考え方・解説】

- ・ 「情報共有、参加、協働という点から目次的に列挙」とあるが、【条例案骨子】には協働に対応する内容がないと思うが、どうか。
- ・ 「情報共有、参加、協働という点から目次的に列挙」という表現は削除する。

(5)市民の責務(市民部会個別テーマ)

【条例案骨子】

(市民の責務)

- 市民等は、法令等を遵守し、主体的にまちづくりに参加するよう努める。
 - 2 市民等は、市政・まちづくりへの参画に当たって、自らの発言や行動に責任を持つよう努める。
 - 3 市民等は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い住みよいまちづくりに努める。
 - 4 市民等は、行政が提供するサービスの享受においては、応分の負担をする。
- 市民等は、まちづくりの担い手であることを自覚し、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解と協力に基づいてまちづくりを進めるよう努める。

(事業者の責務)

- 事業者は、事業活動を行うにあたり、公共的な視野に基づいて、環境に配慮し地域と調和した活動を行うものとする。

o r
- 事業者は、事業活動を行うにあたり、公共的な視野に基づいて、まちづくりに寄与する活動を行うものとする。

【考え方・解説】

- ・ 市民同士の意見が対立したり利害が相反したりする場合を想定して、互いの立場や人権を尊重するという規定が必要ではないか。

(1) 市民の責務「●」

- ・ 主体的に参加
- ・ 発言、行動に責任を持つ
- ・ 互いの尊重と助け合いの精神
- ・ 納税などの義務（応分の負担とした）

(2) 市民の責務「○」

- ・ 「自治の担い手であることを自覚」とは、まちづくりにおいて自らの発言と行動に責任を持つことを意味する。

(3) 事業者の責務

- ・ 企業は、その利潤追求的性質から、地域とは無関係に、地域に多大な影響を及ぼす活動を行いがちであるため、特に責務を規定する必要がある。

【小林・細川委員からの発表】

- ・ これまでの議論を踏まえ、「市民」を「市民等」に改めた。
- ・ 以前議論のあった「応分の負担をする」という表現はそのまま持ち越した。

【意見】

①【条例案骨子】

- ・ 「●」と「○」にはどのような違いがあるのか。
- ・ 当初考えた「○」の方が少し抽象的だったので、より具体的な案を考え、「●」とした。
- ・ 市民等の中でまちづくりに関する情報の共有を図った方が良いという視点に立つならば、

市民等に市政に関する情報を市と共有することのできる権利を認める同時に、「市民等は、まちづくりに関する基本的な情報を市に知らせる責務がある」という項目を盛り込んでどうか。

- ・ このテーマで扱うには少し細かいような気がする。
- ・ 「○」の内容を冒頭に置き、以下「●」の4項目を掲げてはどうか。
- ・ 「●」中の「法令等を遵守」という内容は、当たり前のことのように感じるが、どうか。
- ・ 「○」を総論とすれば、「●」の第1文は重複することになるのではないか。
- ・ 他の自治体には、法令等の遵守を規定している例もある。
- ・ 「応分の負担」とは、行政が提供するサービスの価値に対応する負担という意味なのか、各個人が払いうる能力に応じた負担という意味なのか。その両方という意味なのか。
- ・ 「住みよいまちづくりに努める」とあるが、住民に限定しない「市民等」が主語であるので、「活動しやすい」という修飾語を加えるか、網羅的な表現として「暮らしやすい」に改めてはどうか。
- ・ 「●」の第1文と第2文は、「参加」のテーマで盛り込む内容と重複しているが、どうか。
- ・ 内容の重複は、最後に整理すれば良いのではないか。
- ・ 事業者の責務にある「公共的な視野」という表現は、他に言い換えられる余地はないか。
- ・ 「公共的な視野」を【考え方・解説】の中で解説する必要があるのではないか。
- ・ 事業者に対して、「まちづくりに寄与する活動」を行う責務を課すことは難しいのではないか。「環境に配慮」することや「地域と調和」した活動であれば、事業者の責務としても違和感はない。
- ・ 事業者が事業活動以外で社会に貢献することもあると思うので、「事業活動を行うにあたり」と限定しなくても良いのではないか。
- ・ 事業者の活動が地域に悪影響を及ぼすのは事業活動を通じた場合にほぼ限られると思うので、「事業者の責務」としては事業活動に限定した方が良いのではないか。事業者が事業活動以外で活動する場合には、「市民の責務」が適用されることになるのではないか。

(6)自治の担い手としての人づくり(普及啓発、活動支援、教育など)(市民部会個別テーマ)

【条例案骨子】

- 1 市民等と市は、まちづくりを推進するため、自治を担う主体として市民が成長できる環境を積極的に整備します。
- 2 市民等と市は、次世代を担う市民に対し、積極的に市民としての意識を育む支援を行います。

【考え方・解説】

- ・ まちづくりは人づくり、人づくりは環境づくりから。
- ・ 自治を担う市民としての潜在能力はある、という視点のほうが良い。
- ・ 人づくりという観点からは、特にこどもの教育に関する規定をおく意義があるのではないか。
- ・ さいたま市の自治に関する教育、というわけではなく、広く市民自治に関する教育をイメージ。
- ・ 教育ではなく、子供も市民としての潜在能力を有しており、市民等と市は、その能力が自発的に育っていくような支援をする、というイメージ
- ・ 環境＝場所（ハード）、機会・仕組み（ソフト）

【小林・細川委員から報告】

- ・ 以前の「自治のための教育」という表現を「市民としての意識を育む支援」に改めた。

【意見】

①【条例骨子案】

- ・ 「教育」というと意味が限定されるので、今回の修正案の方が良いと思う。
- ・ 「市民としての意識」は「市民意識を持った市民」という意味であるならば、それが分かるように工夫する必要があるのではないか。
- ・ 「次世代を担う市民」とは、どの範囲を指すのか。
- ・ 当初は「子ども」を想定したが、「市民としての意識を育む」対象は子どもに限らないため、子どもに限定しなかった。
- ・ 住所を有する子どもも「市民」の中に入るので、子どもに限定すると分かりづらくなるのではないか。
- ・ 解説を読めば、「次世代を担う市民」は子どもを想定していることが分かるのではないか。
- ・ 「自立的な市民」としての意識に改めてはどうか。「自立的な市民」には、自分で生活設計ができるといったイメージがある。

(7)情報共有(市民部会個別テーマ)

【条例案骨子】

(情報共有)

- 市民自治を進めるにあたって、市民と市、市民同士および地域同士はそれぞれが保有する情報を共有するものとします。

(情報共有の手法等の整備)

- 市は、市民との情報の共有化、市民同士及び地域同士の情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、市民との共有、市民同士及び地域同士の共有にかかる手法等の整備を図ります。

(情報公開)

- 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。
- 2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(情報提供)

- 市や議会は、市民に対して市民生活及び市民活動に関する情報を積極的に提供し、市民も市や議会に対して必要な情報を提供します。
- 2 市は、情報提供の場を整備します。

【考え方・解説】

- ・ 市民が市政に関心を持ち、市民自治に参加して活発な市民活動を推進していくためには、市民と市、市民同士、地域同士が市民生活や市民活動に関する情報を共有することが不可欠である。
- ・ この項目は市民自治にとっては最重要項目と認識する。
- ・ 個人情報保護との関連が主論点となる。例えば、自治会加入の名簿は廃止とする自治会も出ている。しかし、こうしたものは公益性や地域活動のためには必要との考えもある。
- ・ 主として、この条文では、市と市民との関係を念頭においての情報共有となっているが、市民と市民との関係にも言及する必要があるのではないか。そうした点から「情報共有の手法等の整備」を位置づける。具体的な事例としては、サポートセンター（地域の 58 公民館とは違った機能をもつ）の存在や「コミュニティカフェ」などが想定できる。
- ・ 逐条解説で解説する。
- ・ 市政運営の透明性の向上と市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資するために情報公開制度が実施され、市民の基本的な権利として知る権利の保障が図られています。本制度は、自治の推進、拡充にとって重要な制度であるため、その骨子を定めています。
- ・ 政策的に間違っていないとしても、ある日突然の政策変更は唐突であり、行政と市民の絆が壊れる。できるだけ多くの情報発信が必要と考える。
- ・ 縦割り行政で情報が取れないことが多い。
- ・ 情報要求に対して行政からの丁寧な回答がのぞまれている。

・ 転入者に対する行政窓口での情報提供の場などは整備が必要である。

【小野田・栗原委員からの発表】

- ・ 「情報共有」というタイトルに合わせて表現を見直したほうが良いとの意見を踏まえ、条例案骨子を全面的に見直した。
- ・ これまでの意見を踏まえ、【考え方・解説】の最初と最後の「・」を加えた。

【意見】

①【条例骨子案】

- ・ 情報の共有があるべき姿であって、情報提供や情報公開はそのための手段という関係ではないか。
- ・ 情報共有に関する条例案骨子の内容では、市民同士や地域同士で何でも情報を共有することが原則となってしまうので、共有すべき情報を限定する必要があるのではないか。
- ・ 市民同士ではなく、事業者や大学などに対象を限定した方が良いのではないか。
- ・ 市民と市民間の情報共有までを条例で規定しても良いのか。「市民等は、公共的な課題解決に必要な情報を積極的に発信し、その共有に努める」などの表現にするなど、少し工夫が必要ではないか。
- ・ 総論として「情報共有」を最初に掲げ、その次に「情報提供」、「情報公開」、最後に「情報共有の手法等の整備」という順番になるのではないか。
- ・ 「情報共有」が最終的な状態で、その最終的な状態に向けた手法が「情報提供」や「情報公開」という関係ではないか。
- ・ 情報公開については、「正当な理由がない限り」という条件を入れることで良いか。
- ・ 「正当な理由」については、【考え方・解説】で「情報公開条例で示されているとおり」との解説を入れれば良いのではないか。
- ・ 「別に条例で定めるところにより」として、具体的な運用を情報公開条例に委任する方法もあるのではないか。
- ・ 情報公開条例と同じ内容ではなく、もう少し理念的なものにする必要があるのではないか。
- ・ 情報共有には、「場の整備」や「機会の整備」が必要である。それがわかるようにすることが必要だ。「情報共有の手法等の整備」はもう少し直してほしい。
- ・ 「情報共有」が最終的な状態で、その最終的な状態に向けた手法が「情報提供」や「情報公開」、という関係になるのではないか。

以上